

新型コロナウイルス感染症

第18回 危機管理対策本部 会議次第

令和2年5月27日(水)
午後1時10分～
区役所別館研修室

1 開 会

2 議 題

- (1) 緊急事態宣言解除以降の新型コロナウイルス感染症拡大防止のための区業務等の考え方について（案） ※ホームページには決定稿を掲載しております。
（参考）東京都公表「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」
- (2) 流行第2波に備えた備蓄等について
 - ・マスク
 - ・手指消毒液
 - ・インターネットを介したテレビ会議システム
- (3) 緊急事態宣言解除後の施設再開の検討状況（健康福祉部）
- (4) 区立公園における公園施設の今後の利用再開について（土木部）
- (5) 6月1日以降の学童クラブ・保育園の対応等について（子ども未来部）

3 閉 会

緊急事態宣言解除以降の新型コロナウイルス感染症拡大防止のための 区業務等の考え方について

1 現状の捉え方

新型コロナウイルス感染症への対応として、これまで区では、施設やイベントの休止など、業務継続計画を踏まえた取り組みを開始してきたところである。その後、4月7日に発令された国の緊急事態宣言を踏まえた取り組み等により、5月14日には一部の県で緊急事態宣言が解除され、5月の大型連休以降は東京都内の新規陽性者数も減少し、5月25日に緊急事態宣言が解除された。しかしながら、新型コロナウイルス感染症については、対策を緩めた途端、一気に感染が広がっていくリスクがあることから、引き続き警戒を怠らず対応を続ける一方で、現時点においては、徐々に通常の区民生活の回復を進めていくことへの検討段階にあると捉え、以下のとおり、当面の区の対応方針を示す。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大については、先行きが不透明な部分も多いことから、予期せぬ感染拡大の第二波の傾向が確認された場合は、この限りとせず、柔軟かつ早急に対策を講じる。

2 基本的な考え方

6月より、東京都においても「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」のSTEP 2に移行するとの想定において、必要な対策等は継続しつつ、概ね6月18日（木）までは試行的な緩和にとどめ、状況を踏まえながら6月19日（金）からは、さらに一步踏み込んだ運営等を可とするも、少なくとも7月9日（木）までは、一定の対策を継続する取り扱いとする。その後は「新しい日常」を踏まえ、3密回避の観点から、現行の基準の見直しを含め検討を行うこととするが、区民の生活に大きな影響を及ぼす制限は、代替措置の確保などの対策も併せて検討し、実行していく。

3 引き続き感染症拡大防止策として、緊急事態宣言解除後以降少なくとも7月9日（木）までは継続して行う取り組み

（1） 全般的な体制・環境等について

- ・室内の換気の徹底（冷房運転を行っている場合においても1時間に2回以上の換気を行う）
- ・区民の来庁を控えてもらうための電話、郵送、ファックス、Eメール等による受付等の推奨
- ・職員のマスクの着用
- ・来庁者に対する手指消毒の勧奨
- ・窓口における飛散防止フィルムの設置
- ・参加者の参集の必要性が高くない場合における書面による会議の開催
- ・テレビ会議やインターネット環境等を活用した打ち合わせの実施

(2) 区民に対する呼び掛けについて

- ・日常生活の中での「新しい日常」への心がけについての周知。
- ・咳エチケットの徹底や、頻繁な手洗いなどの実施のお願い。
- ・外出時のマスクの着用をお願い。
- ・発熱や風邪症状がある方への外出自粛のお願い。
- ・他県への不要不急の移動自粛のお願い（6月18日まで）

(3) 職員体制

- ・通勤時の3密（密閉・密集・密接）を回避するための、時差勤務の継続
- ・職員の事故欠勤の取り扱いについては、当分の間継続する。しかし、在宅勤務については、妊娠中の女性職員（一定の条件あり）を除き5月末迄で終了とする。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組みや、区民生活維持のため緊急な対策や業務量が増加する所属への応援については、引き続き柔軟且つ早急に行うこととする。

4 区施設における原則5月末までの取り扱いについて

～東京都公表「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」
における外出自粛、休業要請等の緩和措置の内容 STEP 1 に相当～

- ・6月からの再開に備えた準備を行う期間とし、不特定多数の方が参加する集会の開催や施設の貸し出しは原則行わない。

5 区施設における原則6月1日（月）～6月18日（木）の取り扱いについて

～東京都公表「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」
における外出自粛、休業要請等の緩和措置の内容 STEP 2 に相当～

<区が主体となって実施する事業、施設の運営等について>

- ・イベント等について、屋内では、参加者は100人以下かつ収容定員の半分以下とし、屋外では参加者は200人以下とする。
- ・参加者は、マスクの着用を原則とし、立って行動する場合に他者との間隔を2m確保し、着席の際には人と人との間に一人分のスペースを確保する。
- ・入口等にアルコール消毒液等を備え、参加者・利用者に対し手指消毒の勧奨を行う。
- ・発熱や風邪症状等の体調不良がみられる方については、参加をご遠慮いただく。可能であれば、非接触型体温計等により、一人ひとりに対し検温を行う。
- ・他者との適正な間隔が確保できない事態が生じる場合は、参加・利用の人数を制限する。また、多くの参加・利用が見込まれる場合については、密集・密接を避けるため予約制等とする。
- ・参加者の水分補給は可とするが、食事（軽食・お茶菓子等を含む）は不可とする。【★】
- ・カラオケ等大きな声での歌唱や口を使って奏でる笛等の楽器の演奏については禁止とする。【★】

- ・麻雀、将棋、囲碁等といった他者との距離を保つことが困難な取り組みは不可とする。【★】

＜区施設を民間団体等に貸し出す場合の取り扱いについて＞

- ・「区が実施する事業等」に準じた運用を要請し、感染症防止策が講じられていないことが明らかな場合には、利用の自粛を要請する。
- ・利用自粛によるキャンセルに対しては、使用料を全額還付する。

6 区施設における原則6月19日（金）～7月9日（木）の取り扱いについて
～東京都公表「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」
における外出自粛、休業要請等の緩和措置の内容STEP3（7月9日以前）に
相当～

- ・イベント等について、屋内では、参加者は1,000人以下かつ収容定員の半分以下とし、屋外では参加者は1,000人以下とする。
- ・その他については、項目5における取り扱いを継続する。
- ・項目5の取り扱いのうち、【★】の項目については、東京都の方針や近隣区の取り扱い等を踏まえ、緩和を検討する。

7 区施設における原則7月10日（金）以降の取り扱いについて
～東京都公表「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」
における外出自粛、休業要請等の緩和措置の内容STEP3（7月10日以降）
に相当～

- ・イベント等について、屋内では、参加者は5,000人以下かつ収容定員の半分以下とし、屋外では参加者は5,000人以下とする。

8 その他概ね7月迄を目安に対応を検討する諸課題

- (1) 区窓口等における3密（密閉、密集、密接）回避等の取り組みについて
十分な待合スペースがなく、マスクを着用せずに来庁する方が多い等の課題
や来庁者との接触を抑制すること等への対応策について、今後検討を行う。

（以下、例）

- ・事前予約制度の導入（予約を取らずに来庁された方については、電話・郵送等による対応を説明）
- ・携帯電話での連絡先を入手し、対応可能な時間での再度の来庁を促す。
- ・区役所中庭や屋上等を活用した臨時待合場所の設置
- ・キャッシュレスシステムの導入推進

- (2) 施設利用人数の制限

「新しい日常」を踏まえ、不特定多数が利用する施設等については、利用定員数を見直す。

緊急事態宣言解除後の施設再開の検討状況（5月27日現在）

○長寿支援課

- ・ぷらっとほーむは通所、相談は宣言中も実施していたが、その他各種講座・イベントは再開に向け検討中。

○健康推進課

- ・1歳6か月児健診、3歳児健診、乳がん検診は再開する。

○高齢福祉課

- ・老人いこいの家は、6月2日以降に一部開館し入浴のみ利用できるようにするため、3密をさけるための方法を具体的に検討中。
- ・高齢者あんしんセンターのサロン等も再開に向けて検討中。

○地域医療連携担当課

- ・口腔保健センター 宣言期間中は急患のみの診療 → 6/1から通常診療
- ・口腔保健センターの診療時間 宣言期間中は10時～15時
→ 6/1から通常診療時間（9時30分～17時）
- ・休日応急歯科診療所の受付時間 宣言期間中は9時～15時
→ 5/31からは9時～16時30分
- ・なお、休日応急診療所、休日薬局は縮小等していない。

○障害者福祉センター

- ・区立の障害者施設の運営は、非常事態宣言中と同様に通常どおりの運営。
- ・現在休止している「手話講習会」は、9月再開を目指し、委託先の北区聴覚障害者協会と調整中。

○北部地域保護担当課長

以下の3事業休止していたが、6月以降準備が整い次第、順次、再開予定

- ・小学生の学習支援教室（各団体実施）
- ・中国残留邦人等日本語教室
- ・就労準備支援プログラム

令和2年5月26日
土木部道路公園課

区立公園における公園施設の今後の利用再開について

1 要 旨

国の緊急事態宣言の解除を受け、下記のとおり区立公園における公園施設の利用を再開いたします。この間の感染拡大防止にご理解、ご協力を賜り、誠に御礼申し上げます。

公園施設の利用にあたっては、下記の感染予防対策について、周知を図ってまいります。また、区内や周辺地域での感染状況により、必要に応じて運営状況を変更する場合がございます。その際は改めてお知らせいたします。

急なお知らせとなり大変申し訳ございませんが、何卒ご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

2. 利用の再開

現在の休止施設は、5月27日以降、段階的に利用を再開します。

3. 利用を再開する公園施設の一覧

(1) 第1段階(5月27日以降、順次利用再開)

- ①閉園中の公園・児童遊園等※(24園)
- ②公園・児童遊園の複合遊具(公園・児童遊園70園)
- ③キャッチボール広場(公園・児童遊園26園)
- ④飛鳥山公園モノレール※、西ヶ原みんなの公園エレベーター
- ⑤ラジオ体操の園内放送(飛鳥山公園、北区中央公園)

(2) 第2段階(6月1日以降、順次利用再開)

- ①飛鳥山公園・飛鳥舞台※
- ②公園・児童遊園等の一時占用※
- ③公園内駐車場(土、日、祝日のみ利用可能)2箇所
(荒川赤羽緑地駐車場、荒川岩淵関緑地駐車場)
- ④公園内駐車場(周辺含む)8箇所
(北区中央公園、飛鳥山公園、新河岸東公園、北運動公園、
赤羽スポーツの森公園、桐ヶ丘体育館、赤羽体育館、滝野川体育館)

(3) 第3段階(7月1日以降、利用再開)

- ①荒川岩淵関緑地バーベキュー場※
- ②赤羽自然観察公園・炊事棟※
- ③名主の滝公園・茶室※
- ④公園内の水施設(11園)

※密集・密接を避けるため、混雑状況により、利用人数や遊具等の施設の使用を制限させていただく場合がございます。

4. 感染予防対策

- (1) 各施設の利用時はマスクを着用し、手洗いや消毒を徹底すること
- (2) 他の人との距離を十分確保して利用すること
- (3) 混雑している場所や時間帯を避けて、家族等の少人数の利用とすること

令和2年5月27日

学童クラブ
学童クラブ特例利用
学童クラブ待機児童特例利用
やむを得ない事情による預かり利用 保護者のみなさまへ

北区教育委員会事務局子ども未来部
子どもわくわく課長 氏 江 章

6月1日以降の学童クラブ等の対応について（お知らせ）

日頃より、北区の子ども子育て事業に、ご理解ご協力をいただき誠にありがとうございます。

この度、国の緊急事態宣言が5月25日に全国で解除になり、東京都でも社会経済活動が段階的に再開され、小学校の教育活動も再開される中、今後は自宅での育成ができない方が増加すると思われま

す。北区では、今後も、学童クラブ等を必要とされる方が確実に利用できるよう、学童クラブ等での受け入れを行ってまいります。

一方で、急激な登室児童数等の増加は感染リスクを高めることから、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、6月1日以降も特別休暇等の取得や育児休業期間の延長などにより自宅での育成が可能な方については、登室・利用の自粛をお願いいたします。

今後も、学童クラブ等においては、感染予防に取り組んでまいります。児童や職員等に新型コロナウイルスの感染者が発生した場合には、臨時休室等の措置をとることがありますので、あらかじめご承知おきください。

本日のお知らせについて、今後、以下の対応に変更がある場合は、改めてお知らせいたします。

【登室・利用自粛をお願いする期間】

令和2年6月1日（月曜日）から6月30日（火曜日）まで

- ・登室、利用される際は、「学童クラブ・放課後子ども教室利用 申出書（令和2年6月）」を各学童クラブ等にご提出ください。
- ・必要最小限の日数と時間になるようご協力ください。

1 学童クラブ、学童クラブ特例利用（4-6 特例）・学童クラブ待機児童特例、やむを得ない事情による預かりが必要な場合の児童の預かりについて

（1）6月1日（月曜日）から6月13日（土曜日）まで ※分散登校による教育活動期間中

- ・学童クラブ
これまでの学校臨時休業日のとおり、午前8時15分から受け入れを行います。
- ・学童クラブ特例利用（4-6 特例）
これまでの学校臨時休業日のとおり、午前9時から受け入れを行います。
- ・学童クラブ待機児童特例
これまでの学校臨時休業日のとおり、受け入れを行います。時間についてはお問い合わせください。
- ・やむを得ない事情による預かりが必要な場合の児童の預かり

これまでの学校臨時休業日のとおり、午前9時から受け入れを行います。

- いずれも昼食時間をまたぐ登校、登室となる場合は、持参した昼食（弁当）を学校で食べます。

※5月26日（火曜日）から29日（金曜日）までの間の小学校の「登校日」の対応については、各学童クラブ等まで問い合わせください。

(2) 6月15日（月曜日）以降

学童クラブ、学童クラブ特例利用（4-6 特例）・学童クラブ待機児童特例、やむを得ない事情による預かりが必要な場合について、学校下校後、通常と同じ時間受け入れます。

(3) その他

王子第一小学校のお子さん（学童クラブ特例利用・やむを得ない事情の預かり）については、豊島児童館（電話 3911-9481）で受け入れを行います。

2 保護者のみなさまへのお願い

- 発熱、風邪症状があるときは利用できません。
- 学童クラブ等では、マスクを着用してください。
- 通常の育成内容と異なり、活動等を制限しての育成となることをご了承ください。

3 学童クラブの育成料の取り扱いについて

6月分の育成料については、欠席日数に応じて日割り計算を行い、精算いたします。

4 育児休業中の方の復職期限について

育児休業中の方の復職期限を8月1日（土曜日）まで延長いたします。変更される方は休室届を利用する学童クラブへご提出ください。また、復職予定日の延長を希望される方は、予め利用する学童クラブにご連絡ください。

※復職後、勤務証明書を速やかに利用する学童クラブにご提出ください。

5 就職予定の方の採用期限について

採用期限について、新型コロナウイルス感染症拡大に関連して、採用が先延ばしになっている場合、7月31日（金曜日）まで延長いたします。

6 月に1日も学童クラブに登室がなかった場合の取り扱いについて

区から登室自粛を要請していることから、6月中に1日も登室がなかった場合でも、欠席扱いにはなりません（学童クラブ利用承認の取り消しにはなりません）。

7 放課後子ども教室（一般登録）の運営

令和2年6月30日（火曜日）まで休止します。

8 児童館（子どもセンター・ティーンズセンター）の運営

令和2年6月14日（日曜日）まで休館します。

6月15日（月曜日）以降については、乳幼児親子を対象にした部分開館を予定しています。内容が決まり次第改めてご案内いたします。

【お問合せ先】

子どもわくわく課 03-3908-9361

令和2年5月27日

保護者のみなさまへ

北区教育委員会事務局子ども未来部
保育課長 土屋修二

6月1日以降の保育園の対応について（お知らせ）

日頃より、北区の子ども子育て事業にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

この度、国の緊急事態宣言が5月25日に全国で解除になり、東京都でも、社会経済活動が段階的に再開され、今後は自宅での保育ができない方が増加すると思われます。

北区では、今後も、保育園を必要とされる方が確実に利用できるよう、保育園の受け入れを行ってまいります。

一方で、急激な登園児童数の増加は感染リスクを高めることから、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、6月1日以降も、自宅での保育が可能な方については、登園の自粛をお願いいたします。

今後も、保育園においては、感染予防に取り組んでまいります。在籍保育園において児童や職員等に新型コロナウイルスの感染者が発生した場合には、臨時休園等の措置をとることがありますので、あらかじめご承知おきください。

本日のお知らせについて、今後、下記の対応に変更がある場合は、改めてお知らせします。

記

1 区内保育園の運営

新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、特別休暇等の取得や育児休業期間の延長などにより自宅での保育が可能な方については、引き続き登園自粛をお願いします。

【登園自粛をお願いする期間】

令和2年6月1日（月曜日）から6月30日（火曜日）まで

※登園児童数に応じた受け入れ体制を整えるため、保育園に登園する場合は、「保育園登園状況申出書（令和2年6月）」を各園にご提出ください。

2 登園にあたってのお願い

- ① 送迎時、保護者の方のマスク着用を徹底してください。可能であれば、児童のマスク着用をお願いします。
- ② 児童及び保護者の検温をしてください。発熱時（発熱後24時間経過を含む）の登園・送迎は自粛してください。

- ③ 申出書を提出した場合でも、可能な限りご家庭での保育をお願いするほか、保育時間の短縮や混雑時間をさけた送迎にご協力ください。
- ④ 新たに保育園に入園される児童の慣れ保育については、保育園での生活に慣れるまで実際にお預かりする時間よりも短い時間での保育を行い、徐々に長くしてきます。詳しくは各保育園と相談してください。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症にり患・濃厚接触者と特定された場合は、保育園にご連絡ください。

3 保育料の取り扱いについて

6月分の保育料については、欠席日数に応じて日割り計算を行い、6月保育料との差額を精算いたします。精算方法等はお通りの施設によって異なります。詳細につきましては、「6月分保育料の取り扱いに関するお知らせ」をご確認ください。

※一旦通常どおりの保育料をお支払いいただき、後日、精算させていただきます。

4 育児休業中の方の職場復帰期限について

4～6月入所者（育児休業中の方）の職場復帰期限を令和2年8月1日（土曜日）まで延長いたします。

令和2年8月20日（木曜日）までに「職場復帰証明書」をご提出ください。

5 採用予定の方の採用期限について

4～6月入所者（採用予定の方）の採用期限について、新型コロナウイルス感染症拡大に関連して、採用が先延ばしになっている場合、令和2年7月31日（金曜日）まで延長いたします。

令和2年8月20日（木曜日）までに「保育所等利用申請書」、「勤務証明書（令和2年7月31日（金曜日）までに採用されたもの）」をご提出ください。

6 月に1日も登園がなかった場合の取り扱いについて

区から登園自粛を要請していることから、6月中に1日も登園がなかった場合でも、退園とはなりません。

【お問合せ先】

区立保育園に関すること	保育課保育運営係	03-3908-9127
私立保育園に関すること	保育課私立保育園係	03-3908-1333
入園や保育料に関すること	保育課入園相談係	03-3908-9129



[ホーム](#) > 【5月15日】子育ての悩み・不安は、お気軽に子ども家庭支援センターへご相談ください。

掲載開始日：2020年5月15日

最終更新日：2020年5月15日

子育ての悩み・不安は、お気軽に子ども家庭支援センターへご相談ください。

新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言が5月31日まで延長されました。外出自粛、学校の臨時休校継続の中、日々、親子一緒に時間を工夫しながら過ごされていることと思います。反面、大人も子どももコロナ疲れがたまり始め、子どもがわがままを言うことが増えたり、大人も子育てにストレスを感じたりすることが多くなっているのではないのでしょうか。

そんな時は悩みや不安をひとりで抱えこまずに、まずは自分の気持ちを話してみましょう。子ども家庭支援センターでは、通常通り相談を受け付けております。お気軽にご相談ください。

子どもの総合相談

電話：03-3927-0874（相談電話専用）

受付日時：月曜日から土曜日まで（祝日・年末年始を除く）9時30分から17時まで

※相談内容によっては、他機関をご案内することがあります。

あそびのひろば・利用者支援事業「子育てナビ」

電話：03-6903-0511

開設日時：毎日（祝日・年末年始を除く）9時30分から17時まで

はびママひよこ面接一部再開について [はびママひよこ面接](#)

児童虐待（相談）窓口

電話：03-3912-1894（児童虐待専用電話）

開設日時：月曜日から金曜日まで（祝日・年末年始を除く）9時30分から17時まで

関連リンク

- [子ども家庭支援センター](#)
- [児童館等における新型コロナウイルス感染症への対応について](#)
- [児童虐待を防止するためのLINE相談「子ゴコロ・親ゴコロ相談@東京」（外部サイトへリンク）](#)

お問い合わせ

所属課室：教育委員会事務局子ども未来部子ども家庭支援センター
東京都北区王子6-7-3 旧清至中学校（東門）
電話番号：03-3914-9565